

神奈川県V2H充給電設備導入費補助金実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱（令和2年4月17日制定。以下「要綱」という。）の規定に基づき、神奈川県V2H充給電設備導入費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定める。

(申請期限)

第2条 要綱第6条に掲げる申請書の提出期日は、令和5年2月28日とする。

(V2H充給電設備の要件)

第3条 要綱第3条別表5の2(2)エに掲げるV2H充給電設備の要件は、次に掲げる第1号に該当し、第2号又は第3号のいずれかに該当するものであることとする。

- (1) 未使用品であること
- (2) 国が採択した執行団体が令和3年度以降に実施するV2H充給電設備に関する補助事業において交付する補助金の補助対象設備であるもの
- (3) 一般社団法人CHAdEMO協議会の認証を受けているもの

(電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の要件)

第4条 要綱第3条別表5の2(2)オに掲げる電気自動車(EV)及びプラグインハイブリッド自動車(PHV)の要件は、次の各号全てに該当するものであることとする。

- (1) V2H充給電設備を介して建物への給電機能を有するものであること。
- (2) 新たに導入する場合は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の初度登録が第5号補助事業を実施する年度内（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の車両であること。
- (3) 自動車検査証における使用の本拠の位置がV2H充給電設備の設置場所と同じであること。
- (4) 複数台のV2H充給電設備を補助対象として申請する場合は、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車は同数を新たに導入する若しくは既に導入していること。

(太陽光発電システムの要件)

第5条 要綱第3条別表5の2(2)カに掲げる太陽光発電システムの要件は、次の各号全てに該当するものであることとする。

- (1) 出力が1.0kW以上であること。
- (2) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく発電計画認定の基準を満たすものであること。
- (3) 複数台のV2H充給電設備を補助対象として申請する場合は、太陽光発電システムの出力が1.0kWとV2H充給電設備の台数を乗じた出力以上であること。

附 則

この要領は、令和4年4月26日から施行する。